

## 金保護預り取引規定（金投資口座用）

### 1. 保管方法

- (1) 保護預りの依頼にもとづき、当行は証書記載の買取期日（以下「期日」いう）まで証書記載の数量の金地金を保護預りいたします。当行で保管する金地金（以下「保護預り金」という）は当行の所有物に対すると同等の注意義務をもってロンドン、チューリッヒまたはニューヨーク内の当行所定の場所に、他の預け主の金地金とともに混蔵保管します。
- (2) 混蔵寄託される保護預り金は、当行の名義で当行が相当と認める第三者に再寄託し、ロンドン、チューリッヒまたはニューヨーク内のいずれかの場所あるいはそれらのうちの複数場所に混蔵寄託することができるものとしてします。

### 2. 保護預りの解約等

- (1) 期日に当行は保護預りを解約し、期日当日の現物価格にかかわらず、証書記載の買取価格により買取りのうえ、代金をあらかじめ指定された証書記載の預金口座に入金する方法で支払います。期日以降は、この証書は無効となります。
- (2) この保護預りは、期日前に解約することはできません。但し、当行がやむをえないと認めた場合は期日前に保護預りを解約し、当日の現物価格および証書記載の買取価格にかかわらず、証書記載の購入価格で買取りのうえ代金をお支払いします。この場合、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (3) この保護預りを一部解約すること、ならびに保護預り金の引出しをすることは、一切できません。

### 3. 届出事項の変更等

- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、その他の届出事項に変更のあったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

### 4. 証書の再発行等

この証書または印章を失った場合、証書の再発行等は当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。これらの手続によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 5. 印鑑照合

申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 6. 損害の負担等

災害、事変その他の不可抗力の事由、または当行の責によらない事由による保護預り

金の損害については、当行は責任を負いません。

7. 譲渡・質入の禁止

(1) この取引による預け主の権利は、譲渡、または質入れすることはできません。

(2) この証書は、譲渡、質入れまたは転貸することはできません。

8. 規定の変更等

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化やその他相当の事由があると認められる場合は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。この変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)